

トライアル発注推進事業実施要領

この要領は、トライアル発注推進事業の事務手続き等を定めるものとする。

第1 新商品等の募集

県内商工会議所、商工会、公益財団法人静岡県産業振興財団等の産業支援機関や金融機関等を通じて、幅広く事業者に本事業の実施について周知する。

第2 新商品等の選定

各部局のとりまとめ担当課（総務課、経理課等）及び学識経験者を構成員とするモニター会議を設置し、別に定める選定基準に基づき、本事業の対象となる新商品等の選定を行う。

第3 選定新商品等の周知

第2により選定された新商品等の情報等は、モニター会議構成員を通じて各所属に周知するほか、随時、全庁掲示板及び常用資料等に掲載する。各所属は、物品や役務を発注する際には、本事業で選定された新商品等の発注に努めるものとする。

第4 新商品等の発注

静岡県財務規則第49条第2項の規定に基づき、各所属は、以下の各段階において、経済産業部商工業局商工振興課（以下、商工振興課という）に別紙様式による報告を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定に基づく随意契約を行う。商工振興課は、報告を受領後速やかに、その内容を静岡県ホームページに公表する。

- (1) 発注見通しが立った時点
- (2) 契約締結前（見積依頼の前）
- (3) 契約締結後

第5 新商品等の評価

新商品等を発注した所属は、発注後6ヶ月を経過した時点で、トライアル発注推進事業ユーザー評価書（実施要綱様式第5号）に基づくユーザー評価を実施し、商工振興課に報告する。商工振興課は速やかに評価結果を選定事業者に通知するとともに、その内容を静岡県ホームページに公表する。

第6 事業の推進

本事業の円滑な実施を図るため、静岡県トライアル発注推進検討会を設置し、各種調整及び制度改正の検討等を実施する。

附 則

この要領は、令和元年5月27日から施行する。

経済産業部商工業局商工振興課長 様

報告所属名	
担当者氏名	

トライアル発注推進事業で選定された新商品等について、下記のとおり発注予定です（発注しました）ので報告します。

記

(1)	発注予定商品等の名称	
	発注予定時期	
(2)	発注予定の相手方の名称	
	発注予定数量	
	利用用途等	
(3)	発注数量（実績）	
	発注金額（実績）	
	仕様（施工）場所	
	ユーザー評価書の提出 予定時期	

- ※（１）発注見通しが立った時点、（２）契約締結前（見積依頼の前）、
（３）契約締結後の各段階において、それぞれの項目について報告すること。
※契約の相手方の決定方法及び選定基準も公表項目であるが、独自性の高い新商品等の性質に鑑み、単独随意契約が基本となる。